HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	対案 臨死介護(二)
著者	吉田,敏雄
引用	北海学園大学法学研究,42(2):465-478
発行日	2006-09-30

Η I II

立法提言

対案 臨死介護

目

次

C В A

対案 臨死介護の主導目的

臨死介助に関する法律の対案

(対案-臨死介助

一九八六年

主題の今日的意義

臨死介護法草案(Entwurf eines Sterbebegleitungsgeset-

(Alternativ-Entwurf Sterbebegleitung)

臨死介護

吉 ドイツ語圏対案教授陣著

田 敏 雄

D 生命維持の医学的処置の停止、 制限又は差控え

I 伝統的臨死介助専門用語の放棄

不可逆的病状経過と死の切迫性に限定しないこと

Π

(以上第四二巻第一

号

刑法における患者指図の承認

III

1

明推定 表示力を有する書面による患者指図に対する制限つき証

それ以上の拘束性前提要件の放棄

2

北研 42 (2·121) 465

- 3 醒覚昏睡患者に対する一方的治療制限を行わないこと 射程距離を特定の疾病に限定しないこと
- 世話法の補充
- 1 修正葛藤モデルの範囲内における後見裁判所の関与

F

自殺の問題性

自殺の阻止義務の境界

Ш

濫用に対するその他の安全措置

Π

禁止される積極的臨死介助を医学の基準に従っ

た苦痛緩和

の客観的構成要件によって境界付けること

- 2 患者意思の重要性
- VI 死が切迫している際の治療制限

E

苦痛緩和処置

目的とされない且つ回避できない生命短縮を伴う鎮痛処置

の正当化

(以上本号

III IIΙ

自由答責の自殺における事後的救助義務の拒否

死病者における医師によって支援された自殺の不処罰と身

(以下次号)

IV 利欲からの自殺幇助の可罰性 分法上の寛容

G 積極的直接的臨死介助の包括的禁止の維持

の限りで)、前節で触れた $\widehat{\mathrm{D}}$ Ĭ 民事法にのみ関係する諸

断に直接影響を及ぼす。 あり、とりわけ、刑法の問題提起なのである。かくして、ほ(5) 心において優れて民事法の問題というわけではないので るが、しかし、それは民事法に限定されたままであってはな かでもなく患者指図の拘束力の範囲はその名宛人の可罰性判 らない。許容される治療制限の範囲を規制することはその核 研究班員は患者指図を法律的に認める努力を強力に支持す 医師と親族は、 葛藤事例では
「57 相互

生命維持の医学的処置の停止、 制限又は差控え 委員会草案の中心にある。

D

III 刑法における患者指図の承認

だねる」ことができる、と考えたとき、注目すべき一致した(55) 指図に関する規定を放棄でき、「細部の問題の解明を実務にゆ 要だということであり、これが、今日公表された、ただし(そ 見解は、 んでいると推定される治療制限を許すこととの関係で、患者 対案-臨死介助がなお、第二一四条第一項三号の定める、望 患者指図の形式と拘束力を法的に規制することが必

患者指図の拘束性を

刑

法的に明確にする緊急性がある

普通、 無視する傷害罪を犯したとか、 法制度のそれ以上の具体化(例えば、 ための正当化基礎として掲げることで十分だと考える。 研究班は、この点で、 するということになれば、それは説得力をもたないのである。 法秩序の単一性とここの主題である法益の地位が高いことに 性前提要件の精密化)は実際のところ刑法典の外にあって(刑 項二号において、「有効な書面による患者指図」を治療制限の り、それ故、新たに起草された対案-臨死介護第二一四条第一 的且つ実証済みの抽象化水準から下りる理由を見ない から区別されるのが、 か くいても、 で (過失) に非難され んがみ、 もとより、 判例と学説によって行われうるのである。 判断態度に著しい影響を及ぼすのである。したがって、 理由もなく、 この恐れが、民事上の責任を負う不安なんかでは 殺人罪を犯したとかがそれである。 連邦司法省が意図する世話法中の部分規制で満足 か 患者指図を刑法上認める必要があるという問題 ね ないのである、 時には、 いずれにせよ核刑法に依然として典型 必要とされる規制密度の問題である。 まさに無分別に恐れる医師が多 患者指図の限界を誤認したの 例えば、 その理論的整理、 患者の自己決定権を 刑事訴追を、 のであ この 有効 を

> 来 れているが、 判断に対してもちうる徴憑価値を指摘したに過ぎない 人の事前の書面による意思表明」が当該病人の推定的意思の ないとの願望が拘束力を有するのか否か、 師会の原則でも医師の行為のための重要な助けになると見ら こと、 の下でなのかに関しては、 次第に中心的 刑法判例は、 このことに疑問はない 患者指図の中に含まれている治療をしてほしく 事前配慮手段として薦められ、 明白な態度表明を避けてきたのであり、「病 引き続き不安定な状態にある。 のかもしれない。 い 今では、 かなる前提要件 患者指図 連邦医 は 従

明推定表示力を有する書面による患者指図に対する制限つき証

1

のやり方は、 有するというものではなく、 圧倒的な見解、 つまり、 証しなければならない、 表示力及び場合によっては瑕疵ある意思又は意思の変更を検 ΓΛ この反証可能な証明推定としての分類は、(61) 有効性欠如を指摘して、 信頼のおける患者指図をすら、 つとに対案-臨死介助の研究員が批判した傾向'(6) つまり、 患者指図はすでにして自ら拘束力を という見解と一致する。 とりわけ、 具体的判断状況を背景に、 そこに医師の視点から 考えられるに過ぎな なるほど、 しかし、こ その な お62

だけ、そこから出立して良いということである。同様に一致能力の欠如又はその間の意思変更の**具体的**根拠があるときに 払って調査するきっかけを与えうるにすぎないということで 間隔だけが拘束性をはじめから疑問視する規準となるのでは が見られるのは、 **義的**且つ**状況関係的**患者指図の場合、作成時点における承諾 法第一九〇一条a 委員会草案及び計画中の三回目の世話法改正法担当官案の民 きると説明する傾向を助長するのである。 非理性的と思われる治療拒否が含まれているときも、 場合によっては起こりうる意思変更を特別に注意を 専ら、 理由書が一致して強調していることは、 作成と実際の治療状況の間の時間的 これに対して、 無視 諸 で

部の裁判に連動して、 的意思のための単なる徴憑と捉えるのではなく、 めに薦められることは、 うに強められた証明推定を法理論的にも確実なものにするた 価値をもはや不当に切り下げさせないところにある。 一九〇一条aの法的承認の意図は、 証責任の修正、 信頼のおける患者指図の扱いにおけるこういった説明 そして、その予期できる明白な、 明白な治療放棄と推定的に望まれてい 患者指図を将来これ以上患者の推定 先取りされた意思表示の 第一二民事 民法の新第 このよ 挙

> ある。 (6) る治療放棄の間にある、**独立の正当化基礎**と捉えることで

求は、 的意味をもち、 である。 図が作成されていない 二一四条第一項三号)を調査する必要が生ずるのは、 ばならない 思に従う。 能力のある患者の場合、 直接の表示力を有しない患者指図しか作成されてい 能力のない患者の推定的(不治療の) 死介護第二一四条第一項二号)。したがって、 者指図において先取りされた意思が拘束力を有する(対案-臨 それをもはや 東力がある。こういった意思表明が欠如しており、しかも、 者の決断に接着して表明された明白且つ真摯な要求に帰さね 臨死介護第二一四条第一項一号~三号にも現れてい に、**三段階からなる階層・審査順位**があることになる。 したがって、患者の意思に支えられた治療制 患者が意思表示後、 この意思調査段階でも、 したがって、 (対案-臨死介護第二一四条第一項一号)。 (適宜に)得ることができないとき、 それ故、 か、 場合によって生ずる治療放棄は、 治療の範囲は専ら現に表明され 連邦裁判所刑事判例集第四〇巻二五 又は、 承諾無能力になった場合でも、 具体的判断状況に対しては 専ら個人の希望だけが決定 意思 (対案-臨死介助第 最終的に、 限 には、 ない場合 有効な患 この 患者指 るよう 承諾 た意 拘 患

ある。

は許されない。 (8)と一日が思い出させる「一般的価値観念」を考慮に入れること

ment)」という伝来の名称にかなり明確に表現されている一(②) 的要請として文書性がある。文書形式は絶対に必要な最小限(8) の意思表示との違いも不明確なままになる。 うことになるし、そうなると、患者が前になした(という) さに価値の切り上げられた法制度が即座にまたもや輪郭を失 般的概念理解にも対応する。担当官草案-民法典第一九〇一条 し、又、現実に、すなわち、判断に近接してなされる口頭で а も必要であり、 の真摯・ 化効果を受け入れる前提には、 口頭での意思表示との違いがどこにあるのか不明確になる に定められているのだが、一切の形式要求を放棄すること 理論的整理とは関係なく、患者指図の刑法上の拘束・ 濫用統制を保障するし、 患者遺言が法律で承認されることによってま いずれにせよ、「患者遺言 内容的表示力と並んで、 医師の記録義務との関連で (Patiententesta 形式 正当

別として、書面で作成された患者指図が同じ方法でしか修正いし意思探求の現実状態が重要であることに争いがない点はいうことに繋がるわけでもない。刑法において、意思形成な文書を要求するからといって、変更や撤回が難しくなると

を法律で明確にするというようなことは簡単なことである。(2)ない。いずれにせよ、事後変更の形式にはとらわれないことないし撤回できないということは民事法上もその必然性が

それ以上の拘束性前提要件の放棄

2

ŧ すでに、その制限効果の点で過小評価されるべきでない拘束 止められないという危険がある。最後に考えられるべきは 談を放棄したとか、 説明がなるというものではない。その上、意識的に医師の 満たす患者指図が重きをなすことに疑問はない。 必要はないと考えている。このことは、先ず、一 指図の普及度が引き続きごく少数にとどまることに鑑みて 性前提要件が簡潔に表現されているということである。 相談を要求できない患者、こういった者の意思が真剣に受け 者指図の熟慮性、 れている、 る書面による患者指図をそれ以上の前提要件にかからしめる 義的且つ具体的状況にぴったりの意思表示の要請により、 本研究班員は、 その (形式的) 事前の医師の説明の記録に妥当する。 真摯性及び一義性の前提要件に医師による 目下のところ、状況関係的且つ表示力のあ 効力前提要件に不必要に高い要求をする 病気の進み具合からしてもはや医師との この要請を 部で要求さ し かし、 患 相

診療項目の中に入れられるべきである。 医師情報と助言の利用と質を促進するために、これは明白にしている、そして、今まで、患者指図による備えの可能性にしている、そして、今まで、患者指図による備えの可能性に 医師のの とにはならない、つまり、医学的判断能力が欠如診療項目の中に入れられるべきであるということがそれである。

3 射程距離を特定の疾病に限定しないこと

> い。 でおいて患者指図の適用範囲を削減する理由は見当たらな 尊厳を傷つけると感じられる生命機能の維持を阻止するとい がような形で無視することに帰着する。というのは、痴呆や いような形で無視することに帰着する。というのは、痴呆や なの安定した基礎に立脚しているからこそ、この中心的領域 をいって患者指図の適用範囲を削減する理由は見当たらな において患者指図の適用範囲を削減する理由は見当たらな において患者指図の適用範囲を削減する理由は見当たらな において患者指図の適用範囲を削減する理由は見当たらな において患者指図の適用範囲を削減する理由は見当たらな が。

Ł 釈が問題となっているのかもしれないということは別として 学研究の現在の知見もこれを変えるものではない。そこでは 専ら患者が下すべきものであり、国が下すべきものではない 見解によれば、 ΓΛ 本研究班に属する医学専門家が組しない研究状況の一面的解 を要請しているという、言うところの神経学研究や神経心理 アンケート委員会が引き合いに出し、(81) かなる緩解の見込みがそうするのか、 一緩解の見込みが継続治療を意味あるものにするのか否か 醒覚昏睡患者の場合には、 これに関する判断は そして、 経過予後の新評価 同委員会の

かし、

このことは、

醒覚昏睡患者にあっては、

無制

限の

生命維持義務があることを意味しない。

むしろ、

おの

おのに

それ故、 真剣に考慮されなければならないことを証明したのである。 的に批判的反応は、この大胆な企ての原理的危険を明白にし 議論を先取りしてはならない。 たのであり、 つまり、 るのである。ケムプテン事件で連邦裁判所が示唆した方法、 ると考えられたからである。なるほど、圧倒的事例数ではこ(&) 合の患者の推定的承諾は「まさに客観的事情から」推測でき 立した正当化事由として分類する対案臨死介助第二一四条第 意識の取り戻せない喪失を、生命維持治療の中止のための独 方に社会的合意が得られていないことも自制的態度を要求す 自制的態度を要求するし、 のことに変わりないが、しかし、 「客観的価値観念」に従って判断するという方法に対する圧倒 項二号の規定案である。 ただし、今日、本研究班員にとり広すぎると思われるのは、 立法者は、 意思探求がうまくいかない場合の治療制限に関して 又、生命保護の相対化が始まることへの不安が 必要であり、 当時、その背後には、これらの場 同様に、この患者群への対処の仕 診断及び予後の不安定性が ようやく始まったばかりの

野びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師の呼びかけられていることは、特に患者指図によって、医師のでは、

IV

醒覚昏睡患者に対する一方的治療制限を行わないこと

世話法の補充

γ

当時、 律性の安全確保に注目が移ったのも理由なしとしない。 年の間に、 思を究明し、 定的希望を不処罰とすることでは、 臨死介護第二一四条第一項三号が明確にした、 ない。しかし、今まで判例によって認められ、しかも、 ほど、今でも、 「手間のかかる手続き的安全確保」を明らかに放棄した。(※) 起草者の予見しなかった発展が見られた。対案-臨死介助は 患者指図の場合と同じく、世話法の領域で対案-臨死介助の 個人的答責を手続き規則の中に吸収させないために、 刑法から民事法による、 顧慮するのに十分ではない。 刑法をこの種の規制の分だけ拡大する必要は 特に世話法による患者自 判断能力のない患者の意 それ故、 治療制限の推 過去一〇 時に なる

資

迫って必要な世話法の改革を間も無く可能にするはずの状態 提言のすべてが広く一致していることから分かることは、 改正法担当官案がこの素材に注意を向けていることに、 足させることができず、したがって、 繋がったのである。連邦裁判所民事第一二部の相異なる裁判 非常に争われる、常に実態に即しているわけではない議論(87) に立ち至っているということである。 前の議論が決して実りがなかったということではなく、 きりと歓迎の意を表する。これについて最近公表された立法 に争いはない。それ故、 たのであり、それどころか、後見裁判所のさまざまな判例に た問題に関する議論は、残念ながら、更なる不安定化に繋が そこに期待された法的明確性への配慮を部分的にしか満 治療制限が後見裁判所の許可を要するのか否かといっ 本研究班は、今や、三回目の世話法 規制の必要があること 差し はっ 従

どうしても必要である。

後見裁判所が関与することは、 を限定する規制を勧告する。 放棄できない、 1 本研究班員は、 修正葛藤モデルの範囲内における後見裁判所の関与 臨死介護のかかる事例に、後見裁判所の介入 裁判所の協働という「手続き的合理性」(8) なるほど、 基本的に必要な統制を可能に 中立的審級としての を

> あ₍₉₂₎ る。 学的背面援護を可能とするための、正しく且つ法律で一義的 し によって取り上げられた 三回目の世話法改正法の担当官案の民法第一九〇四条第三項 持の間に妥協を図ることが、第一二民事部によって選ばれ、 方で、実践性及び医師と患者の代理人の答責的判断自由の保 広がりの点で不必要な、臨死介助判断の官僚主義化の危険 に定められるべき方法である。 又 かくして、一方で、濫用統制及び安全確保の必要、 治療制限を実施したい世話人と医師の法的及び心 「葛藤モデル」の精密化において、(タロ) しかし、同時に、 その関与の

態の事例に審査を集中できるのである。 ことは、民法第一九〇四条において明確にされるべき、 の事例を扱ってきたのであり、そこでは、 と予測されるが、 にある。 ことが、 師から見てもはや適正とはいえない生命維持努力を放棄する **処置に限定する**ことである。このことの長所は、 制限の許可必要性原則を、はじめから、死の段階の開始前の a 生命倫理-委員会の提案に依拠して、本研究班が勧告する(91) 代理人の同意がなくとも依然として可能だという点 他方で、 後見裁判所は、 しかし、直接には生命を脅かさない昏睡状 長期間持続する、 従来、 熟慮の上で判断を 判例はこの 一方で、医 不可逆だ

臨死介護 対案

下す特別の必要性があるのである。

は、 られることになろう。 意味が、 れた義務が臨死介護法に定められなければならない。 意思判断の根拠を検証可能なように記録する、 のに十分とはいえないのであって、これに加えて、一致した b それだけではまだ、 患者意思の解釈に関する医師と世話人のあいだの合意 この関連で、 拘束力を有する患者指図の存在に与え 後見裁判所の介入を見合わせるうる 過料で担保さ 重要な

義務からはずすように、 で明示的に授権されたときも、 任意代理人が治療判断に関して患者から文書による任意代理 人の地位は、 配慮任意代理 (Vorsorgevollmacht)の方法で指定された代理 正法の担当官草案民法第一九〇四条第四項における規制案と c 致して、本研究班は次のように考える、 連邦司法省-研究班とともに、(55) 国によって任命された世話人の地位に対して、 高められるべきである。 任意代理人の治療判断も許可 そして、三回目の世話法改 患者によって事前

そして誰にでも可能な後見裁判所の介入と並んで、 の意思の判断に当たって疑問や不一致が見られる事例に限定 所の管轄は、 d したがって、 医師と世話人の間に、 濫用の治療判断を阻止するための まだ死の過程にない患者 後見裁判 ζĮ つでも

されることになろう。

2 患者意思の重要性

それ故、自由答責的に形成され且つ十分な確実性をもって推 患者指図がないか、 諾能力が欠如しているが故に無視されるか、 ならない。客観的に、 定されうる個人の意思が優先されることを明確にしなければ をもっては定めていない 0 命の利益に」である。 合に限定される。これらの場合、 れる患者の福利が意味をもちうるのは、 **〜顧慮といかなる関係にあるのかについて、望ましい** 今までのところ、 世話法は、 推定的意思の探求も失敗したといった場 つまり、 (民法第一九〇一条第二項、 生命維持の利益として理 「被世話人の福利」がその希望 判断原則は 明示の死の希望が承 拘束力を有する 「疑わしきは生 明確性

係に は、 11 は患者指図に表示された患者意思に拘束されるとの明文規定 るから、 担当官草案-民法第一九〇一条aの、世話人と任意代理権 周知のように、 おける患者意思の尊重及び患者指図の法制度に限定して 患者自律性を民事法上防護する重要な一歩である。 いまだにまだ世話人が任命されていなかったり、 担当官草案は、 被世話人の世話人との関 しか

資

放置してはならない。 話人、任意代理人及び医師を、 が たがって、 われない、 を踏むのかについての基底が依然としてないことになる。 及び/又は、 示される場合も、拘束するのだということについての疑問を れるという危険が生ずる。 一方で、 したがって、 患者指図が存在しないとき、どのような手続き 治療制限は世話手続きの範囲内でしか行 医師の判断・決定管轄が不必要に削 他方で、 患者指図の形態以外の方法で (推定的)患者意思が世

を避けるために、 なくとも、 である。 がある。 明確に作成されたそして場合によっては親族によって確認さ だ承諾能力のある患者との会話によって、 ただし、医師には、 れた患者指図を、 力の場合の(非) 例えば、世話手続きを開始する必要がないのは、 同様に、 患者指図の有効性に疑問があるとき、 実施に移す自由行動の余地がなければならない。 治療の希望が明瞭に得ることができた場合 医師は自己のためにこれをすべきである。 直接に、 医師には、 後見裁判所を介入させる自由裁量の余地 つまり、事前の世話人任命をさせ まだ世話を受けていない患者の 患者には承諾無能 可罰性の危険 医師がま

死が切迫している際の治療制限

VI

るものではない。むしろ、患者自律性というのは、 (^(g) Hilfe beim Sterben)の明らかな事例群である。 消極的地位 体生態的には適正な ―― 医的侵襲を拒否できるという患者の 技術的に可能な生命延長処置すべてを投入させる権利を有す 界が浮き彫りになる。医師の治療義務は、最初から、 つある生命をなんとしてでも維持する法的義務」を全員一 迫っている死をたんに引き延ばすようなことはしないという 復可能な治療のできない疾患の最終段階において、 制限状況が問題となるとき、その正当化は患者の自己決定権 に適正な処置の範囲内に限定される。 とは、常に患者の意思にも合致するだろう。 死の段階において無意味な生命維持努力を放棄するというこ ことは、昔から認められている臨死介護(「死に際しての援助」 定める、 から導かれるのだが、対案臨死介護第二一四条第一項四号の して拒否することによって、 対案-臨死介護第二一四条第一項一号~三号の定める治療 生命維持措置の停止は別の考慮に基づく。 (status negativus) 医師の生命維持努力の客観的境 なのである。 (図) 同様に、患者自律性 しかし、「消えつ なるほど、 間近 もはや恢 医学的 それ自 かに

死に際しての援助の不処罰を明確にすることが必要なの

う。 その点で、一〇〇%の予測確実性なるものは存在しないのだ ある、経験上短い時間が問題となる。ただし、周知のように、 は、 すべて投入した例外なき生命維持義務に帰着することになろ 「極限の確実性」を要求するなら、これは、入手可能な資源を 師の認識」に狙いを定めている。 から、対案臨死介護第二一四条第一項四号は首尾一貫して「医 したがって、生命にとって重要な機能の進行性不全に特徴の 死の切迫という非常に狭い前提要件の下でしか存在しない。 治療制限への権利 とを誤認してはいない。しかし、止むを得ない場合の一方的 結についての、この排他的な医師の決定権限に危険も伴うこ を退けることを可能にするためである。 医師に、 患者やその親族のもはや適正ではない治療希望 ― 義務ではない ―― は不可逆性と直接的 死の過程のこの段階ですら 研究班は、生命の終

58

(つづく)

- 55 AE-Sterbehilfe (Fn 21), S. 6.
- 56 43; ähnlich Zypries in Frankfurter Allgemeine Zeitung vom ders., in: May/Geißendörfer/Simon/Strätling (Fn 32), S. So aber dezidiert Lipp FamRZ 2004, 317; zuvor schon

- buch integrierte Sterbebegleitung, Gütersloh 2004, S. 173, NStZ 2003, 478(9); Schwab/Wagnitz, Betreuungsrechtliche 8.3.2005, S. 38; wie hier dagegen der 12. Zivilsenat in BGH Aspekte der Sterbehilfe, in: Lilie/Zwierlein (Hrsg.), Hand している (Fn 19), S. 30. 179; 少なくとも、「補充的」刑法的規制を国倫理審議会も要求
- 57 Süddeusche Zeitung vom 17.11.2004, S. 2. Einen derartigen Fall schildern Borasio/Eisenmenger in
- 18)は、それどころか、健康な日々における意思の先取りが dazu Verrel MedR 1999, 547)。最新の二〇〇四年の原則(Fn いかに難しいかという、以前にはなお含まれていた指摘を放 九九八年の原則 (NJW 1998, 3046) で明らかにされた (näher 患者指図の意義に対する連邦医師会の態度変更はすでに一
- (5) May/Geißendörfer, in: May/Geißendörfer/Simon/Strät ling (Fn 32), S. 27, 34
- $\widehat{60}$ BGHSt 40, 257, 263
- $\widehat{61}$ Vgl. Schöch, Festschrift für H. J. Hirsch, S. 706f
- 62 schrift für Hanack, S. 742 Vgl. Holzhauer ZRP 2004, 42; H.-L. Schreiber, Fest-
- MedR 1999, 548. Arbeitsgruppe (Fn 14), S. 45; Lipp FamRZ 2004, 320; Verrei AE-Sterbehilfe (Fn 21), Š 18; vgl. auch

63

BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), Ś 7f., 17; Bioethik-

 $\widehat{64}$

- Kommission (Fn 16), S. 41; Enquete-Kommission (fn 17), S 37; 3. Betr. AndG, S. 10.; Nationaler Ethikrat (Fn 19), S. 33
- (Fn 16), S. 38; Enquete-Kommission (Fn 17), S. 42. BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S. 17; Bioethik-Kommission
- 66 Vgl. Verrel NStZ 2003, 450f. sowie 3. Betr. AndG, S. 16f
- そして、まさにこの患者指図が意思の探求に役立つのである。 意思疎通のためのもとより価値ある結節点である。この状況 思の慎重な調査の代わりなるのではなく、医師と患者の間の において、具体性と一義性の点で思わしくない患者指図も、 vgl. dazu *Schreiber* MedKlin 2005, 432. それ故、患者指図は、なお承諾能力のある患者の現実の意
- Schreiber, Festschrift für Hanack, S. 742. Ebenso BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S. 49; ähnlich H.-L
- 21, 33; zu weitgehend dagegen *Duttge*, Preis der Freiheit Kommission (Fn 17), S. 40; Nationaler Ethikrat (Fn 19), S kundung verlangt. Thüngersheim, Frankfurt 2004, S. 19, der notarielle Beur Ebenso Bioethik-Kommission (Fn 16), S. 41; Enquete-
- 70 この概念に反対論を展開するのが、Verrel MedR 1999,
- 71 So aber die Begründung des 3. Betr. ÄndG, S. 16
- ge (Fn 69), S. 22f. ドゥトゥゲも撤回は形式を問わないことに賛成する、Dutt
- Vgl. auch die Beschlüsse des 63. DJT, Abteilung A, II 4.

- 1 u.a. in: Arztrecht 2001, 124-127
- (4) Bioethik-Kommission (Fn 16), S. 41, ebenso der Vorsch gen zur Absicherung der Patientenautonomie am Ende des ドゥトゥゲは法律上の、できれば公証人の助言を要求してい der Abteilung Zivilrecht keine Mehrheit fand (Beschlüsse lag von Taupitz, Empfehlen sich zivilrechtliche Regelun A, III 2.3, Arztrecht 2001, 124-127), それどころかさらに' Lebens? Gutachten A zum 63. DJT, A 113f., der jedoch in ര' Duttge (Fn 69), S. 17.
- 75 Ähnlich Bioethik-Kommission (Fn 16), S. 38,
- 料である。genannt sei etwa Kielstein/Sass, Die persönliche として説明されている治療状況と対峙するという方法で、自 で足りる雛形指図からなる資料ではなく、(将来の)患者に例 つのは、とりわけ、前もって出来上がった、印をつけるだけ 分の生命と死に対する態度について考えてみるように促す資 Patientenverfügung, 4. Aufl. Münster u.a. 2002 個人による患者指図作成を理に適ったものにするのに役立
- 77 BGHZ 154, 205.
- 78 2004, S. 2. Boraiso/Eisenmenger in Süddeustche Zeitung vom 17.11
- (2) Enquete-Kommission (Fn 17), S. 38; abweichende Sondervoten S. 60, 66
- 80 Weißauer/Opderbecke MedR 1995, 459 Vgl. Schöch, Festschrift für H. J. Hirsch, S.

- (S) Enquete-Kommission (Fn 17), S. 38f
- (\otimes) AE-Sterbehilfe (Fn 21), S. 15
- 33) BGHSt 40, 257, 263; ablehnend u.a. Dörner ZRP 1996, 95f.; Seitz ZRP 1998, 421; Laufs NJW 1998, 3399; Weissauer/Opderbecke MedR 1995, 460; Duttge (Fn 69), S. 56; vgl. auch Taupitz (Fn 74); eine Konkretisierung versucht dagegen Coeppicus NJW 1998, 3385f.
- (3) Formulierungsvorschläge (Textbausteine) liefert die BML-Arbeitsgruppe (Fn 14), S. 26(85) AE-Sterbehilfe (Fn 21), S. 6.

92

91

- (\otin \) AE-Sterbehilfe (Fn 21), S. 6.
- 8) この特に、第四刑事部のケムプテン裁判によって動きが生 じた視点の変遷を明確に表しているのが、ライプツイッヒで 可はば同じ文言をもちいる主題である、Empfehlen sich zivilrechtliche Regelungen zur Absicherung der Patientenautonomie am Lebensende?
- (≲) S. dazu *Verrel* KritV 2001, 444ff.; ders. JR 1999, 5.
- Einen Entscheidungsüberblick geben Geißendörfer/ May/Putz in: May/Geißendörfer/Simon/Strätling (Fn 32), S. 113f.
- (ℜ) Saliger MedR 2004, 243.
- を有しないのは、周知のごとく、治療制限の許容性は専ら対(9) なるほど、後見裁判所の(不)関与が直接の刑法上の効果

- 味をもつ。näher dazu Verrel KritV 2001, 451f. 後見裁判所に訴えたか、どういう結果になったかが重要な意回避可能性の問題、したがって、過失可罰性の問題にとって、するからである。しかし、患者意思の誤評価の場合、錯誤の案-臨死介護第二一四条が規範化した実体的前提要件に依存
- BGH NStZ 2003, 480; LG Düsseldorf NJW 1999, 2744; Verrel MedR 1999, 550; Saliger KritV 1998, 126; aus vormundschaftsrichterlicher Sicht Kerner ZRP 2004, 127f.

 Vgl. die insoweit von Strätling u.a. Anästhesist 2000, 657
- angestellten Berechnungen.

 (第) Zuvor schon u.a. Spickhoff NJW 2000, 2301; dezidiert gegen die Konfliktlösung des BGH Saliger MedR 2004,
- (4) Bioethik-Kommission (Fn 16), S. 142

243f., Duttge (Fn 69), S. 27ff.

- (5) BMJ-Arbeitsgruppe (Fn 14), S. 43, 49f.; auch dazu kritisch *Duttge* (Fn 69), S. 42.
- (%) Ebenso *Kutzer* ZRP 2003, 214; *Hufen* ZRP 2003, 251f.; wohl auch *Lipp* FamRZ 2004, 321; a.A. *Saliger* MedR 2004, 240.
- (5) BGHSt 40, 257, 260; BMJ-Arbeitsgruppe, S. 12; L FamRZ 2004, 319.
- (\mathref{\pi}) BGHSt 32, 367, 379f.
- (%) Unklar insoweit Bioethik-Kommission (Fn 16), S. 62f.
- Vgl. Nationaler Ethikrat (Fn 19), S. 10f.; Holzhauer ZRP

100

2004, 44; Verrel JZ 1996, 224, 227

- (≦) Vgl. Schöch, Festschrift für H. J. Hirsch, S. 705f. mit Beispielen.
- (⑪) Bioethik-Kommission (Fn 16), S. 61.
- ≝) Vgl. BGHZ 154, 205.

[訳者の付記] 本拙訳は、"Alternativ-Entwurf Sterbebeg-leitung (AE-StB)", in: Goltdammer's Archiv für Strafrecht, 10/2005, S. 553-586 を翻訳したものです。翻訳に当たっては、原著者であるミュンヒエン大学教授ハインツ・シェヒ法学博士(Prof. Dr. Heinz Schöch an der Universität München)、マンハイム大学教授ユルゲン・ヴォルター法学博士(Prof. Dr. Jürgen Wolter an der Universität Mannheim)、及び、「対案 臨死介護」の掲載雑誌の出版元であるヒューティッヒ・イエーレ・レーム社載雑誌の出版元であるヒューティッヒ・イエーレ・レーム社はthing-Jehle-Rehm-Verlag)のご承諾をいただきました。ここに、そのご厚意に対して心より感謝申し上げます。